

麻生藤棚第二坑における管理の実態：「日誌」の分析

2023年2月

ISS Discussion Paper Series

J-248

森本真世*

※本稿は、森本真世「第2編 特集2-3 麻生藤棚第二坑における管理の実態：「日誌」の分析」（麻生グループ150周年プロジェクト委員会編）『麻生百五十年史』株式会社麻生、806-809頁、2023年2月をディスカッションペーパーにしたものであり、引用の際や史料の撮影画像は必ず元原稿をご参照ください。）

* 東京大学社会科学研究所 准教授 morimoto@iss.u-tokyo.ac.jp

納屋制度から直接管理制度への過渡期にあった藤棚第二坑において、納屋頭はどれほど権限を持っていたのか、企業側の管理はどのようになされていたのか、遺された人事係の日記より、実態を見ていきたい。いずれの日記も藤棚第二坑の一坑の人事係によるものである。

まずは、炭坑で最も厳しく罰せられた盗掘¹（坑道の天井を支えるために残された炭柱を採掘する行為）を犯した瓜生という坑夫の事例を見る。

史料 1² 1906（明治 39）年 4 月 2 日の「日記」

現今四番納屋坑夫瓜生敬太郎事（瓜生吉太郎）ナルモノハ兼而第二坑直カツ坑夫使役中坑内ニ於テ盗掘セシヲ発見セラレ放逐ノ身ヲ不顧第一坑ヘ志願ナシタル所不都合ニ就キ直ニ四番納屋ヘ放逐ヲ命ス。

然処再三再四詫申タ出ルヲ以テ一応直カツト話合可致ヲ以テ本夕前宥与ノ旨申渡置キタリ。

瓜生は藤棚第二坑の二坑において、直轄坑夫として勤務していた。しかし、盗掘をしたため、追放されたが、名前を一字変え、藤棚第二坑の一坑のほうへ志願し直したようである。ところが、発覚し、人事係は二坑で所属した四番納屋頭に追放を命じた。瓜生は何度も謝罪し、許しを乞うたようで、人事係は彼がもともと所属していた直轄納屋と話し合い、許したようである。

鉱業条例の施行以来、坑夫個々人に対する管理がより強く求められ、藤棚炭坑の人事係としても坑夫ひとりが二坑から一坑へ移ったことを把握していた。労働需給が逼迫していたからか、結局のところ、盗掘をなしたこの者にも許しを与えることとなったが、企業側がしっかりと直接的に労務管理をしていたことがうかがえる。

史料 2³ 1905（明治 38）年 7 月 2、3、7 日の「日記」

〔1905 年 7 月 2 日〕

午後九時前方三番納屋平源六四番ナヤ政栄吉ト用事ヲ力争論ヲ起シ、栄吉ニ対シ源六微傷ヲ負ハセタルニ、中裁者久松ト源六又候争論シ、其末久松源六モ頭部ニ微傷ヲ負ハセタリ。依テ治療ヲ乞ハント病院ニ来リタルニ、源六種々暴言ヲ吐キ剩サヘ福島人事ヘ対シ抗

弁ヲナシタル処、争闘云々ハ不問ニ附シ許スベキモ病院係員ニ対シ暴言ヲ吐キタル処不都合ニ付平源六ニ限り解雇ヲ命ズル事ニ定ム

¹ 山本（2011）、108-109 頁。

² 「日記」、二坑 B-12、〔麻生家文書〕。引用史料における句読点及びキッコウ括弧内注記は引用者による。

³ 「日記」、二坑 B-14、〔麻生家文書〕

〔1905年7月3日〕

三番納屋坑夫

平源六

依都合解雇ヲ命ス

命令ヲ受ケタル日時ヲ家族共ニ廿四時間内ニ当坑退去スベシ〔吉住章印〕

明治三拾八年七月参日午後一時

〔1905年7月7日〕

三月三日不都合解雇ヲ命シタル平源六事、悔悟ノ状有之モノト相認メタルヲ以テ解雇ヲ取消シ、三番ナヤ頭保証ヲ以テ始末書ヲ徴シ従前ノ通り使役ヲ許可ス〔吉住章印〕

三番納屋坑夫の平源六は四番納屋坑夫と喧嘩をし、怪我をさせ、自分も喧嘩の仲裁者に怪我をさせられたため、人事係の福島が病院に連れていった。しかし、平源六が坑夫や人事係に対してだけでなく、病院の係員にも暴言を吐いたため、人事係は解雇を命じた。7月3日の午後1時から24時間以内に家族とともに退去せよ、と命令したのである。しかし、平源六がその後7月7日までに自分のした悪事を認め、後悔していることがわかったため、三番納屋頭が保証した始末書を提出させたうえで、解雇を取り消し、以前のように勤務することを許したという。

こちらにも、結局のところ解雇を取り消し、再度勤務することを許した結果となっているが、興味深い点としては、史料1の瓜生、2の平、どちらの場合も、判断や指示をするのは企業側である点である。さらに、史料2からは、再勤務許可の指示を受け、その後の労働者を監督し、監視をするのは納屋頭であったことがわかる。

史料3⁴ 1905年6月17日の「日誌」

浮葉郡福富村字福榎

中野谷五郎

廿参年

三番納屋坑夫寺下井太郎（廿四才）、壺番納家坑夫石井萬三（廿年）ノ式名ヘ文身ナシタル廉ニヨリ直方署ヘ引致セラル、右ハ萬三ト知己ノ間柄ナルヲ以テ三、四日前より同人方ヘ在泊中文身ナシタルモノニテ、文身ヲナシツ、アル疑ヒアルヲ以テ午後三時佐藤巡查ト同行

取調之末、井太郎之自白ニ依リ文身者ヲ発見ナシタリ、幸、柳原部長出張中ナリシヲ以テ引致シ、部長、一応取調之上直方ヘ引致セラレリ、文身用道具 絵手本ヲ携帯セリ

藤榎第二坑の者かは判然としないが、中野谷五郎なる者が当坑所属坑夫2名に入れ墨を施したことで警察に連行された。江戸時代にも入れ墨禁止令が出ていたが、明治政府によっ

⁴ 「日誌」、二坑B-14、〔麻生家文書〕

ても 1872 (明治 5) 年に禁止され、入れ墨を入れる行為、施す行為ともに厳しく取り締まられた。炭坑夫の労働現場を鮮明に描写した山本作兵衛の炭坑記録画には、背中いっぱいに入れ墨が施された男たちが多く描かれている。全員がこのとおりであったかは不明であるが、江戸時代より、人前で裸体になる必要のある鳶や火消し、飛脚などの間では行う者が多く、炭坑夫も暑い炭山のなかでは薄着になることから、作兵衛が描いたように明治後期でも入れ墨を入れた者は多かったであろう⁵。上記のとおり、彫師側の逮捕にとどまっているが、企業側は、入れ墨を文化や慣習として黙認することなく、法令を遵守し、取り締まっていたのである。

企業はこのような取り締まりを徹底する一方、労働者に対する扶助にも力を入れていた。1905 年 7 月 26 日から大雨が降り、24 戸、82 名が家屋浸水の被害にあった。そこで、27 日の臨時入坑者と浸水した家屋に居住していた者に対して、昼と夜の 2 回、「握飯」を支給した⁶。

また、1905 年 10 月 1 日の記事において、負傷者が生じた際、人事係によって「負傷者前三十日間之平均所得額調査」をなすことが定められた⁷。その後、「右五名ニ対スル負傷者平均所得調査書本日事務所ニ進達」などという記事が、同日誌内だけで 6 回なされている。1906 年 6 月 10 日の記事において、実際なされた計算結果が記されている。「仕操夫負傷報告之有、依而本日一件書類ヲ事務所ニ進達ス、但シ平均所得金ヲ六十銭、日数ヲ十三日間ニ報告候也」とあり、負傷した者が 23 日間欠勤しなければならなくなるとみなし、これまでの勤務状況から平均所得を 1 日あたり 60 銭と算出し、欠勤期間中これを支給するのであろう⁸。納屋頭がそうした救済措置をするのではなく、少なくとも 1905 年 10 月以降は企業側が、やむなく働くことができない期間に必要な金額を正しく算出し、支給したのである。これは、救済措置を企業側が主導し始めたという発見に加え、労働者に対する企業側への包摂を目的とした興味深い動向である。史料 1、2 にあるように、規則などに違反した者に対する懲罰の判断について納屋頭に権限が与えられていないことも併せて考えると、企業側の直接管理が進んでいたと考えることができるだろう。

参考文献

一次資料

「日誌」:「麻生家文書」4-二坑 B-12、14-17 (目録:『九州石炭礦業史資料目録』第 4 集、65 頁)

学術雑誌等の参考文献

⁵ 山本 (1997)、91-93 頁。

⁶ 「日誌」、二坑 B-15、〔麻生家文書〕

⁷ 「日誌」、二坑 B-16、〔麻生家文書〕

⁸ 「日誌」、二坑 B-17、〔麻生家文書〕

山本作兵衛（2011）『筑豊炭鉱絵巻 新装改訂版』、海鳥社

山本芳美（1997）「「文身禁止令」の成立と終焉—イレズミからみた日本近代史—」『政治学
研究論集』第5号、87-99頁